

第 2 次広島市男女共同参画基本計画等の中間見直し（素案）に対する市民意見について

1 市民意見募集期間

平成 28 年 1 月 25 日～平成 28 年 2 月 15 日

2 市民意見募集結果

(1) 意見提出者数

3 人（女性 2 人、男性 1 人）

(2) 意見件数

16 件

(3) 主な基本目標等別の意見の件数

計画	基本目標等	件数
男女	基本目標 3 地域における男女共同参画の推進	3
	基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備	1
	基本目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	1
	基本目標 6 生涯を通じた女性の健康支援	5
	基本目標 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	1
	基本目標 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施	1
	第 3 章 計画の推進体制	1
DV	基本目標 1 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成	2
	基本目標 5 関係機関との連携強化	1
計		16

(4) 意見への対応

対応	件数	
	男女計画	DV計画
計画の一部を修正又は追加するもの	1	
計画の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの	7	3
その他（現状の説明など）	5	
計	13	3

3 市民意見の概要及び意見への対応

(1) 計画の一部を修正又は追加するもの[1件]

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
1 男女	基本目標 8	LGBTについて、具体的取組として啓発しか記載されていないが、子どもの学習、性教育、教職員・家庭・地域への学習を記載してほしい。	性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人への対応については、正しい理解を促し、偏見をなくしていくための啓発が必要であると考えており、今後も法務局等の関係機関と協力して、啓発を行っていきます。 学校現場においては、性同一性障害などの児童生徒について、様々な悩みや不安を抱えていること、周囲の環境に適応できにくい状況があることなどを教職員が正しく理解し、発達段階に応じ適切に対応することが重要であると考えています。このため、まずは教職員が正しい知識を持つよう、機会を捉えて適宜、啓発や情報提供等に努めます。 ご意見を踏まえ、P85「基本施策1 人権教育・生涯学習の充実－(1)互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進－ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進」に性同一性障害などの児童生徒への対応等についての記載を加え、具体的取組を「性的指向や性同一性障害などに関する啓発の実施、教職員等への情報提供等」に修正します。

(2) 計画の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの[10件]

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
2 男女	基本目標 3	公民館における男女共同参画の講座は、紙芝居やお父さんと料理など、遊びばかりである。男女共同参画が推進しないのは、男女の役割分担意識が問題とされているため、より市民に分かりやすく広める具体策を考えてほしい。	公民館においては、男女共同参画セミナー、イクメン講座、団塊世代の生き方講座等、男女共同参画社会形成のための事業を実施しています。 今後も、利用者等の意見も聴きながら、講座等の充実を図っていきます。
3 男女	基本目標 3	具体的施策として、複数個所に「男女共同参画推進員の活動支援」と記載されているが、具体的に挙げてあり、実際に実施されているのは、防災・復興活動の支援の「男女共同参画推進員による啓発講座の実施」だけである。公民館、学校、職場などに向けた講座の支援を具体的に考えてほしい。 また、男女共同参画推進員の肩書きで男女共同参画審議会のメンバーに加えることを検討いただきたい。推進員が、10年以上の地域の人たちとの接触で獲得した男女共同参画に関する考えを、審議会委員として取り入れていくという考えは、推進員制度を作った市にはないのか。	男女共同参画推進員の活動内容をホームページで紹介し、職場等での講座の開催などに繋げていくほか、啓発に使用するデータやグッズを提供するなど、男女共同参画推進員の活動支援の充実を図ります。 また、現在、広島市男女共同参画推進員にも広島市男女共同参画審議会の委員に就任していただいております。これまでに培ってこられた経験を基に、本市の男女共同参画行政の推進に当たって、様々なご意見をいただいております。

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
4 男女	基本目標 3	男女共同参画センターについて、 ・指標で「利用者の満足度を上げる」とあるが、利用者の多くはリピーターである。利用していない方へアンケートをし、なぜ利用しないのかを知る必要があるのではないか。 ・センターの講座は、ホームページで見るとフィットネスが多い。魅力的な内容講座数も少ない。センター祭は発表会のようなものである。男女共同参画週間は、掲示のみでは、拠点施設としての役割を果たしていないのではないか。	平成24年度の開館以来、全市的な活動を行う女性団体など、多くの方に利用いただいております。拠点施設としての役割は果たしていると考えています。 また、センターでは、男女共同参画の取組促進、女性の活躍推進、女性の就労支援、人権教育など、様々な内容の講座を開催しています。 今後も、より幅広い層の方に利用いただけるよう、センターの周知を図るとともに、利用者等のニーズを踏まえながら、講座の内容について検討し、魅力的な講座の開催や情報発信に努めます。
5 男女	基本目標 4	子どもについて、 ・子どもの貧困は親の貧困なので、ひとり親に対してだけではなく、早急に対策が必要である。 ・学校以外の子どもの居場所(無料の学習塾、無料でご飯が食べられる場所等)が必要である。 ・様々な事情によって家庭に居場所がなく、街を徘徊するような子どもについては、中高生相当の年齢であれば、JKビジネスの被害者になる可能性もあるため、居場所が必要である。	平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援が制度化され、本市では、「広島市くらしサポートセンター」を開設し、様々な要因で経済的に困窮している方の相談支援を行っています。 子どもの貧困については、平成27年3月に策定した広島市子ども・子育て支援事業計画において、子どもの貧困対策を重点施策の一つとして取り上げ、教育及び生活の支援、就労の支援、経済的支援の施策を総合的に推進することとしています。 その一環として、現在、ひとり親家庭の子を対象とした学習支援事業や、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施しています。 また、子どもの居場所づくりについては、平成28年度、ひとり親家庭等を対象に、子ども達が気軽に集まれる居場所を提供し、学習支援や食事の提供などを行う地域団体等を募り、その必要経費を補助する「ひとり親家庭等居場所づくり事業」を新たに実施する予定です。

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
6 男女	基本目標 5	いじめ、虐待、性被害を回避できるよう、防止教育、通報・介入、治療を、連携を取りながら行う仕組みが必要である。特に、性被害の場合は、長期にわたるケアが必要となるため、無料で治療できる機関が必要である。	本市では、広島市要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報交換するなどして連携を図り、虐待を受けている子どもを始めとした要保護児童等の早期発見及び適切な保護又は支援を行っており、本協議会の更なる活性化に向けて、関係機関を対象に虐待ケースへの対応等に関する研修会の開催などに取り組むことにしています。 また、性被害者への支援については、県が、専用窓口の設置や医療経費の補助などを盛り込んだ「性犯罪被害者等ワンストップ支援センター事業」を平成28年度予算に計上しています。本市としては、県と十分に連携を図りながら、広報・啓発などに取り組んでいきたいと考えています。 なお、虐待等による児童の性被害に係る治療については、一時保護や施設入所措置等の場合、医療費の本人負担については児童福祉法の適用により無料となっています。
7 男女	基本目標 9	男女共同参画は、行政だけでは推進できない。男女共同参画推進員をもっと活用するようにしてはどうか。また、民間団体との連携をより積極的にすべき。	御指摘のとおり、男女共同参画の推進に当たり、男女共同参画推進員の担う役割は大きいと認識しており、その活動支援の充実を図っていきます。 また、「基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施－基本施策2 市民やNPO、企業等との連携・協働」にあるとおり、NPO、町内会、地域団体等と連携を密にして取組を進めることとしています。

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
8 男女	第3章	男女共同参画がもう少し早い進捗で進まないのは、計画は作っても実行が進まないからであり、「具体的に、着実に」進めていくための仕組みづくりが求められている。計画に具体的取組が掲げられているのはいいと思うが、この内容として「いつ、何をするのか」を事業担当課から具体的に出してもらい、進捗状況を毎年きちんと点検していくようにしないと、具体的取組が努力目標のようになってしまい実質的な進展があまりない結果となると思う。 例えば、審議会委員などは、ポジティブアクションをきっちり入れていったら、実現はすぐにでも可能ではないか。また、職場の男女共同参画の推進には、市が女性の管理職登用や男性の育休取得などにもっと積極的に取組んで、民間に広げていくべきことだと考える。 計画内容の実現のためのきっちりした仕組みづくりを期待する。	施策目標(指標)や具体的取組については、毎年度、達成状況・実施状況を取りまとめ、広島市男女共同参画審議会に報告した上で、ホームページで公表しています。 審議会については、「委員の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす」という目標を掲げ、女性委員の選任を推進していますが、委員選任の条件となっている役職に女性が就任していないことが女性委員の選任が進まない一因となっていることなどから、選任分野の見直しや、選出母体に対する女性委員推薦の働きかけを行うことなどにより、女性委員の選任推進に努めています。 管理職への登用については、これまでも女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、役職段階に応じたライン職への配置や職域の拡大などに努めてきました。引き続き、こうした取組を積極的に進め、女性職員の育成及び登用の拡大を図ります。また、本市では、男性職員の育児休業取得などにも取り組んでおり、民間にも広げていくように、国・県等と連携して取組を進めていきます。 今後、計画内容実現のための仕組みづくりについて、広島市男女共同参画審議会の意見も踏まえ、必要に応じて取り組んでいきます。
9 DV	基本目標1	DVについて、パンフレットが行政機関にしか配置されていないので、より多くの市民が簡単に手に取れるよう、民間企業と連携し、スーパー、電車等でも配布してほしい。また、広島市と広島県の合同のものがあれば良い。	DV防止啓発リーフレット及びカードは、市民の方に手に取っていただきやすいよう、市や国・県の施設だけでなく、市内の病院、郵便局、銀行、大学・短大・専門学校、コンビニやスーパーなどに設置するようにしており、今後も、配布先の拡大に努めます。 また、リーフレット等に記載すべき内容が異なるため、本市と県のリーフレット等の一本化はしていませんが、県市それぞれのリーフレット等で相互の相談窓口を紹介しています。
10 DV	基本目標1	デートDV、ストーカー問題について、学校で、教職員ではなく、専門の知識を持った方に教えてもらう機会が必要である。	専門家によるデートDVに関する研修・講座について、希望校での実施を検討していきます。

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
11 DV	基本目標 5	ワンストップサービスは喫緊の課題であり、早急に整備してほしい。	DV被害者の負担軽減を図り、相談から自立に至るまで切れ目のない支援を行うため、広島市配偶者暴力相談支援センターにおいて、婦人相談所、警察、裁判所、福祉事務所等の関係機関との情報共有をはじめ、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて職員が関係機関への同行支援を行っています。 今後も、関係機関との連携を強化し、手続きの円滑化に努めます。

(3) その他(現状の説明など)[5件]

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
12 男女	基本目標 6	子どもが生まれてからの取組はもちろん必要だが、産みたくても産めない事情にも目を向けなくてはならないと考える。 そのひとつに、産婦人科の減少があり、子どもはできたが産む場所がないという深刻な声を施策にも取り入れてほしい。国もやるべきことだが、市単位でも、市立病院の産科での受入可能枠を増やすなどの対策が取れるのであれば対応していただきたいし、産科医を増やしていけるような施策について、検討していくことが必要である。	本市内においても産婦人科の医療機関は減少傾向にありますが、市内に分娩取扱医療機関が22施設あり、現状において他市町のように産む場所がないという深刻な状況ではないと考えています。 しかしながら、医師の確保は重要な課題であることから、県、市、広島大学、医師会等が連携して、県内の医師確保や人材育成を総合的に支援する公益財団法人広島県地域医療推進機構を設置し、①県内外の医師や医学生とのネットワークづくりを目的としたウェブサイト「ふるさとドクターネット広島」の運営、②医師の求人・求職情報の収集によるマッチングの促進、③女性医師の就労環境改善などの事業を実施しています。 また、本市としては、現在、広島都市圏における基幹病院の連携強化について、県や医師会などと協議を行っており、こうした取組により地域の医療水準の向上を図り、医師にとっても魅力のある体制を整えることで、産科医を含めた医師の確保に繋げていきたいと考えています。
13 男女	基本目標 6	若い女性の痩身傾向は不健康であることを周知し、減少させることは極めて重要である。	若年女性のやせは、骨量の減少、低出生体重児の出産といったリスクと関連があることから、本市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第2次)」において、「20歳代女性のやせの者の割合の減少」を目指しています。引き続き、大学や専修学校等と連携した健康教育等を通じて、普及啓発を図ります。

計画	基本目標	市民意見の概要	広島市の考え方
14 男女	基本目標 6	受動喫煙によって著しい健康被害が生じるため、無煙環境支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)の強調をお願いする。 具体的には、 ・妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率は、公表されている厚労省やJTの喫煙率以上に高いようなので、この実態把握と、喫煙率0%を目標とすることが極めて重要である。 ・幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告され、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。 ・現行のがん検診等の対象者より若い世代(20歳前～30歳代・未成年者)への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められている。 ・禁煙治療の保険適用について、喫煙指数などの制約があり、若い世代・未成年者は適用外になるなど、禁煙サポート上不備となっている。この制限の撤廃を、厚労省・中医協に要請していただきたい。	妊娠中の喫煙は低出生体重児だけでなく、妊娠合併症や出生後の幼児突然死症候群(SIDS)のリスク要因となることから、本市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第2次)」において、「妊娠中の喫煙をなくす」ことを目標としています。本市の妊婦の喫煙率は2.6%(平成26年度)であり、全国の5.0%(平均22年度)より低値ですが、妊婦の喫煙率0%を目指して、引き続き、対策を進める事が重要と考えています。 また、未就学児に対して、保育園や幼稚園での紙芝居による防煙教育を実施するととともに、学校、地域団体、関係団体、関連事業者、行政で構成する「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の活動を通じて未成年者への飲酒・喫煙防止の普及啓発を行うほか、大学や専修学校等と連携し、喫煙防止の取組を行っています。 なお、若い世代・未成年者への禁煙治療への保険適用については、毎年厚生労働省に要望を提出しています。
15 男女	基本目標 6	受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、公共性の高い施設だけでなく、家庭やマイカーなども含め、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要である。	本市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第2次)」において、受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関での「日常生活における受動喫煙の機会の減少」を目指し目標設定をしています。 また、本市が平成27年3月に「受動喫煙防止対策ガイドライン」を改定し、多数の人が利用する公共的な空間については、全面禁煙を目指しつつ、全面禁煙が困難な場合等においても、とりわけ、子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための十分な配慮を行う必要があるとしており、このガイドラインを施設に配付することにより普及啓発を行っています。
16 男女	基本目標 6	食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠である。 例えば、 ・市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。 ・施設管理者にも同様の義務づけをする、又は勧奨する。 ・飲食店やサービス業界等への、受動喫煙の健康リスクの明示の義務づけ、勧奨が必要で有効。	本市の「受動喫煙防止対策ガイドライン」において、飲食店等は全面禁煙を目指すこととし、喫煙場所を設定する際は未成年者や妊婦が立ち入らないよう、ポスターやステッカーの掲示等を行うこととしています。 また、平成27年3月制定の広島県がん対策推進条例において、平成28年4月から受動喫煙防止対策が施行されることとなっており、飲食店等には、表示が義務化されています。